

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(令和6年6月4日時点)

会 長	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	荒 川 裕 司	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	大 野 澄 子	弁護士
	加 藤 憲 治	一般社団法人日本自動車会議所保険特別委員長
	金 子 晃 浩	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	京 井 和 子	NPO法人いのちのミュージアム事務局
	慶 島 譲 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	武 田 涼 子	弁護士
	寺 田 一 薫	福島学院大学マネジメント学部地域マネジメント学科教授
	長 島 佳 史	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	波 多 江 久 美 子	明治学院大学法学部教授 弁護士
	細 川 昭 子	弁護士
	唯 根 妙 子	特定非営利活動法人消費者機構日本理事
特別委員	川 口 伸 吾	損害保険料率算出機構専務理事
	桑 山 雄 次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	坂 口 正 芳	一般社団法人日本自動車連盟会長
	細 川 秀 一	公益社団法人日本医師会常任理事
	宮 木 由 貴 子	第一生命経済研究所常務取締役 ライフデザイン研究部長兼 首席研究員
	麦 倉 泰 子	関東学院大学社会学部教授

(敬称略・五十音順)

[Tweet](#)

第147回・第148回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

- 令和6年1月15日10時00分から第147回自動車損害賠償責任保険審議会、令和6年1月19日10時00分から第148回自動車損害賠償責任保険審議会、それぞれが開催されました。
- 第147回自動車損害賠償責任保険審議会では、令和5年度料率検証結果の報告が行われました。報告された損害率(※1)は次のとおりです。

契約年度	令和5年度	令和6年度
前回(令和5年4月)改定時予定損害率	133.5%	
令和5年度検証結果による損害率	133.5%	131.3%

(※1) 損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

- 令和5年4月の基準料率改定時の予定損害率との乖離は令和5年度で0%、令和6年度で▲1.6%に留まっており、検証結果を受けた基準料率の改定は必要ないものとされました。
- 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)等により、新たに「特定小型原動機付自転車」が定義されたことを受け、自賠責保険としても「特定小型原動機付自転車」のリスク特性に応じた基準料率を算出し、令和6年度より、「特定小型原動機付自転車」の区分を新設することとなりました。
- 第148回自動車損害賠償責任保険審議会においては、第147回審議会で示された方向性に沿って、損害保険料率算出機構から届出のあった「特定小型原動機付自転車」の基準料率に関して諮問が行われました。審議の結果、「特定小型原動機付自転車」の基準料率を令和6年4月1日より適用することなどについて了承されました。
- 「特定小型原動機付自転車」の基準料率(※2)は、次のとおりです。

保険期間	基準料率
12か月契約	6,650円
24か月契約	8,040円
36か月契約	9,400円
48か月契約	10,730円
60か月契約	12,040円

(※2) 離島以外の地域(沖縄県を除く。)


- また、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納を可能とするために、共済規程等を一部変更することについて、行政が行う認可に対して同意することに関して諮問が行われました。審議の結果、特段異議はないものとして了承されました。

(参考) 諮問に対するの答申、議事要旨、及び議事録については後日公表します。

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

 新着情報配信サービス

 金融庁ソーシャルメディアアカウント

 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局保険課 (内線3859、3496)

[Tweet](#)[English Summary](#)

第149回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

- 令和6年6月4日12時00分から第149回自動車損害賠償責任保険審議会が開催されました。
- 第149回自動車損害賠償責任保険審議会では、自賠責保険における経費の計算方法等について、事務局及び日本損害保険協会から次の内容が報告されました。

<事務局>

社費の計算基礎となる経費計算基準及び代理店手数料の算出における基礎数値（以下、「経費計算基準等」という。）は、2012年の自賠責審議会で報告の上で改定されたが、その後、デジタル化の進展など、自賠責保険の経費に影響を与えうる環境は変化している。

こうした環境変化を踏まえ、日本損害保険協会に対し、

- 経費計算基準等が業務実態に合っているか検証し、必要に応じて見直しを行うこと
- 経費計算基準等を将来的に見直すための手続きの導入

について、検討を依頼し、検討結果について、2025年1月に開催予定の自動車損害賠償責任保険審議会について報告するよう要請したい。

<日本損害保険協会>

前回見直し時から、デジタル化の進展や法改正対応などの、経費計算基準等に影響しうると考えられる環境変化が発生している。

ついては、日本損害保険協会において、透明性・客観性を確保した第三者委員会を設置し、事務局から提示された点について検討することとしたい。

- 議論の結果、

- 日本損害保険協会において客観性・透明性を十分に確保した第三者委員会※を設置の上、
 - 経費計算基準等について、経費計算基準の計算式が実態に即しているかという観点も含め、業務実態に合っているか検証した上で、必要に応じて、見直しを行うこと
 - 将来的に経費計算基準等を見直す場合の手続きを導入すること

について、検討を行うこと

- 2025年1月に開催予定の自動車損害賠償責任保険審議会において、第三者委員会での検討結果を日本損害保険協会から報告を行うこと

について、了承されました。

※詳細は日本損害保険協会の[ホームページ](#)をご確認ください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)

監督局保険課 (内線3859、3496)

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

 新着情報配信サービス

 金融庁ソーシャルメディアアカウント

 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会